

令和6年第9回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和6年9月19日(木) 午前8時58分～9時30分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (11人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	4番	佐 藤 陽 介	5番 今 隆 俊
	6番	石 澤 孝 知	7番 長 内 康 之
	8番	木 村 功	10番 工 藤 元 伸
	13番	佐 藤 国 雄	
- 4 欠席委員 (2人)

	3番	加 藤 浩 揮	9番 工 藤 勝 彦
--	----	---------	------------
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	山 口 貴 佳	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠
- 6 議事参与の制限委員 (2人)

	4番	佐 藤 陽 介	12番 木 立 康 行
--	----	---------	-------------
- 7 付議案件

報告第17号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第35号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第36号	農用地利用集積計画の決定について
議案第37号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第38号	非農地証明申請について
- 8 事務局職員

事務局長		佐 藤 久 貴	
事務局長補佐		村 上 大 樹	
主査		山 田 和 晶	
主事		工 藤 慎 也	
主事		福 澤 野 亜	

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和6年第9回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が11人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、7番長内康之委員、8番木村功委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第17号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和6年8月受理分は、相続が10件、総面積88,044㎡、田が22筆66,726㎡、平畑が10筆7,642㎡、樹園地が4筆13,676㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第18号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号44番は、大字高館字甲里見の畑、外3筆合計3,229㎡を賃

		貸人の都合により、令和6年7月25日に合意解約したものです。 受付番号45番は、大字浅瀬石字広田の田、外1筆合計4,800㎡を賃借人の都合により、令和6年7月25日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号46番は、相野の田、外1筆合計5,905㎡を賃貸人の都合により、令和6年8月13日に合意解約したものです。 受付番号47番は、大字上十川字北原二番の田、5,210㎡のうち3,700㎡を賃借人の都合により、令和6年8月9日に合意解約したものです。 6ページに移ります。 受付番号48番は、大字上十川字大野六番の田、外2筆合計2,098㎡を賃借人の都合により、令和6年8月26日に合意解約したものです。 7ページに移ります。 受付番号49番は、大字浅瀬石字櫻田の田、外1筆合計3,547㎡を賃貸人の都合により、令和6年8月26日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第35号につきましては、4番佐藤陽介委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (佐藤陽介委員退席) それでは、議案第35号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第35号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、所有権移転が9件です。 9ページをご覧ください。 (1) 所有権移転です。 受付番号47番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、819㎡を贈与により取得するものです。 受付番号48番は、大字東野添字漆原新田の樹園地、外3筆合計4,531㎡を贈与により取得するものです。 受付番号49番は、大字豊岡字狼森の畑、外1筆合計1,721㎡を贈与により取得するものです。 10ページに移ります。 受付番号50番は、大字豊岡字狼森の畑、外1筆合計1,867㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

	受付番号５１番は、大字下目内澤字十川添の田、１３５㎡を贈与により取得するものです。 受付番号５２番は、大字上目内澤字下田表の田、１９６㎡を贈与により取得するものです。 受付番号５３番は、大字上十川字大野三番の樹園地、外２筆合計２，９４６㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 １１ページに移ります。 受付番号５４番は、大字浅瀬石字櫻田の田、外１筆合計３，５４７㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号５５番は、大字二双子字村元の畑、２８５㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。 受付番号５５番は、新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、６番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回申請があった農地について、去る９月１０日、長内康之委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 （１）所有権移転です。 受付番号４７番は、贈与による申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号４８番は、贈与による申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号４９番は、贈与による申請です。現況は畑で、権利取得後は牧草の栽培が行われます。 受付番号５０番は、経営規模拡大のための申請です。現況は畑で、権利取得後は牧草の栽培が行われます。 受付番号５１番・５２番は、贈与による申請です。現況は田で、権利取得後はそれぞれ水稻の栽培が行われます。 受付番号５３番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号５４番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号５５番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。申請人は、県外で仕事をしていましたが、自身の都合により黒石市に戻り、実家で農作業の手伝いをしていた中で、自分で農地を持ち耕作したいという思いが強くなり、申請に至ったということです。農業機械は、ス

	ピードスプレーヤーや乗用草刈機等を所有しており、権利取得後は、母の知り合いの農家に栽培技術等を教わりながら、自家消費用のももを栽培していくとのことで、農業への意欲もあることから農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 今回申請があった９件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	受付番号４８番について面積が多いですが、なぜ贈与なのか理由を教えてください。 次に受付番号５５番ですが、ももの栽培をこの面積で行うことですが、新規農家なので報告をする義務があるのですか。
福澤主事	受付番号４８番は、譲受人が申請地の隣地を耕作しており、以前から贈与をすることで話がまとまっていたとのことです。 受付番号５５番は、申請人が農地を所有していないため、新規農家という扱いとなります。また、面積は少ないですが、聞き取り調査した内容によると、ももの栽培を行いたい旨の意向を確認しました。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第３５号は原案のとおり決定いたします。 （佐藤陽介委員指定席に着く） 次の議案第３６号につきましては、私が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 （木立康行会長退席）
議長 （職務代理者）	それでは、議案第３６号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第３６号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が１件、所有権移転が１件です。 別紙１３ページから説明します。 （１）賃借権設定です。 受付番号５５番は、農地中間管理事業による１０年間の新規設定で、青山

	の田、6,029㎡を10a当たり14,000円での設定です。 14ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号40番は、経営規模拡大のための申請で、相野の田、外1筆合計5,905㎡です。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第36号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、審議が終了いたしましたので、議長を木立会長に交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第37号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第37号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙16ページで説明します。 今回の申請は、賃借権設定が3件で、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから、新たな受け手に貸し付けられるものです。 (1) 賃借権設定です。 受付番号6番は、大字黒石字十三森の田、外3筆合計8,901㎡、期間は5年5ヶ月、賃借料は10a当たり18,000円です。 受付番号7番は、大字黒石字十三森の田、1,880㎡、期間は3年5ヶ月、賃借料は10a当たり玄米60kgの物納です。 受付番号8番は、大字黒石字十三森の田、外1筆合計4,949㎡、期間は2年6ヶ月、賃借料は10a当たり玄米60kgの物納です。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

		ます。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第37号は、原案のとおり決定いたします。次に、議案第38号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第38号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。 別紙で説明いたします。18ページをご覧ください。 受付番号3番の土地の所在は、大字牡丹平字福民、登記地目は畑、面積は2,150㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、原野の状況です。令和5年7月10日に相続により取得しましたが、前所有者が体調を崩してから不耕作地となっており、農地の荒廃化が著しい状況となっております。 現況が畑の様相を呈しておらず、また、農地に復元することが著しく困難である土地と確認及び判定されることから、現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題はないと思われます。 なお、申請地の詳細については、3条申請の現地調査と同様の方法で確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長		それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、6番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員		今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る9月10日、長内康之委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、事務局の現地の状況説明の聞き取りしたと、並びに申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号3番は、原野として非農地証明を受けたいとのことです。現況は原野であり、周辺の状況は宅地及び畑です。 申請地は、数十年以上前から畑として耕作されておらず、適正な管理も行われていなかったとのことです。 雑木や雑草が生い茂っており、今後、農地に復することははないと思われます。 以上のことから、今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地については、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。
議 長		ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員		非農地証明の手続きについてですが、最初に法務局に行けばいいのですか。それとも農業委員会に行けばいいのですか。

工 藤 主 事	現況の確認や農家基本台帳との照合もありますので、まずは、農業委員会へ相談していただきたいです。
長内康之委員	わかりました。
議 長	ほかにごいませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第38号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和6年第9回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和6年9月19日 議 長 木 立 康 行 議事録署名者 長 内 康 之 議事録署名者 木 村 功